資料１

# 青森公立大学学生等の懲戒に関する規程

平成２７年３月２６日
規程第１７号

（趣旨）

第１条　この規程は、青森公立大学学則（平成２１年規程第１号。以下「学則」という。）第３６条及び青森公立大学大学院学則（平成２１年規程第３号。以下「大学院学則」という。）第３９条の規定に基づき、学生の懲戒について必要な事項を定めるものとする。

（懲戒の対象者）

第２条　学則及び大学院学則に規定する懲戒の対象者は、次に掲げる者（以下「学生等」という。）とする。

（１）　青森公立大学学生
（２）　青森公立大学大学院学生
（３）　青森公立大学科目等履修生
（４）　青森公立大学聴講生
（５）　青森公立大学研究生

（懲戒の対象とする行為）

第３条　学長は、次の各号のいずれかに該当する行為を行った学生等に対して懲戒を行う。

（１）　犯罪行為及びその他の違法行為
（２）　ハラスメント等の人権を侵害する行為
（３）　期末試験等における不正行為及び論文等の作成における学問的倫理に反する行為
（４）　情報倫理に反する行為
（５）　学則及び大学院学則その他本学の諸規則（以下「学則等」という。）に違反する行為
（６）　本学の名誉又は信用を著しく傷つける行為
（７）　その他学生としての本分に反する行為

（懲戒の種類）

第４条　懲戒の種類は次の各号に掲げるところによる。

（１）　退学　学生としての身分を失わせること。
（２）　停学　一定の期間、履修及び課外活動（ボランティア活動等の奉仕活動を除く）を禁止すること。
（３）　訓告　文書又は口頭により注意すること。

２　前項第２号の停学の期間は無期及び有期とし、無期の停学とは期限を付さずに命じる停学をいい、有期の停学とは３月以内の期限を付して命じる停学をいう。なお、停学処分の期間は、暦日計算による。

３　停学の期間は在学年限に含め、修業年限に含まないものとする。ただし、３月を超えない停学の期間は、修業年限に含めることができる。

（その他の教育的措置）

第５条　学部長又は研究科長（以下「学部長等」という。）は、教育的措置として文書又は口頭による厳重注意を行うことができる。

２　学部長等は、前項に定める厳重注意を行ったときは、速やかに学長及び理事長に報告しなければならない。厳重注意報告書の様式は、別に定める。

（懲戒の量定）

第６条　懲戒の量定は、別表に定める標準例に準拠し、次の各号に掲げる事項を基礎に、学生等の状態、行為の悪質性及び重大性を総合的に判断して決定する。

（１）　非違行為の動機、様態及び結果
（２）　故意又は過失の別及びその程度
（３）　過去の非違行為の有無
（４）　日常における生活態度及び非違行為後の対応

２　懲戒の量定の決定に当たっては、個々の事案の事情に即し、標準例に定める処分を加重軽減することがある。また、標準例に掲げられていない非違行為についても標準例に照らして判断し、相当の懲戒を行うことがある。

３　行為の悪質性については、学生等の主観的様態、当該非違行為の性質、当該非違行為に至る動機等により判断する。

４　重大性については、当該非違行為により被害を受けた者の精神的被害を含めた被害の程度、当該非違行為が社会に及ぼした影響等により判断する。

５　以前に懲戒を課された学生等が、同様の事案により懲戒となる場合は、より重い処置をとることができる。

（事案の報告）

第７条　学生等による事件事故が発生した場合、当該学生等が所属する学部長等は、その内容を速やかに学長及び理事長に報告しなければならない。

（自宅謹慎）

第８条　学部長等は、当該事案が第４条第１項第１号又は第２号に定める退学、停学に該当することが明白であると認められるときは、懲戒の決定前に当該学生等に対して自宅謹慎を命ずることができる。自宅謹慎命令書の様式は別に定める。

２　自宅謹慎の期間は、停学の期間に算入できるものとする。

（事実の調査等）

第９条　学部長等は、学生等による事件事故が懲戒に当たる行為と思慮するとき又は学

長の指示を受けたときは、慎重かつ速やかに当該事案にかかる事実調査を行わなければならない。
２　前項の事実調査は、学生等の所属が学部の場合は学務運営会議、研究科の場合は大学院運営会議（以下「学務運営会議等」という。）で行うものとする。
３　学務運営会議等は、当該事案の調査に当たっては、原則として当該学生等に対して調査をする旨の告知をし、弁明の機会を与えなければならない。
４　学務運営会議等は、当該学生等及び関係者から事情及び意見を聴取し、必要と認められる場合は、資料の提出を求めることができる。又、必要に応じて学務運営会議等の構成員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。
５　学務運営会議等は、調査終了後、調査内容を明記した報告書を作成し、学長に報告するとともに、学部教授会又は研究科教授会（以下「教授会」という。）の審議に付さなければならない。なお、報告書には処分の内容を付すことができる。懲戒処分調査内容報告書の様式は、別に定める。

（懲戒処分の決定）

第１０条　学長は、前条第５項の報告書及び教授会の意見を踏まえ、懲戒の要否及び処分の内容を決定する。
２　学長は、前項の決定内容について、理事長に報告しなければならない。
３　学長は、調査内容及び教授会の審議の内容に疑義のある時は、さらに再調査を行うことを指示できる。
４　再調査を実施した場合は、再度第９条第３項から第５項までに定める手続きを行う。

（懲戒処分の通知）

第１１条　懲戒は、学長が処分を受ける学生等に対して懲戒処分書を交付して行う。懲戒処分書には、懲戒の種類、処分の日、退学の場合は退学日、停学の場合は処分の開始日及び有期停学の場合は終了日を記載する。懲戒処分書の様式は、別に定める。
２　学長は、懲戒を行ったときは、当該学生等の保証人に対してその旨を通知する。
３　懲戒を受ける学生等の所在を知ることができないとき又は当該学生等が懲戒処分書の交付を受けることを拒否するときは、その内容を民法（明治２９年法律第８９号）第９８条第２項に定める方法により公示するものとする。この場合において、公示された日から２週間を経過したときに懲戒処分書が交付されたものとみなす。

（懲戒処分の公示）

第１２条　学長は、懲戒処分を行ったときは、懲戒の内容及びその事由を告示により学内に公示する。ただし、当該学生等の氏名及び学籍番号は明記しないものとする。告示の様式は、別に定める。
２　公示の期間は２週間とする。

（再審査請求）

第１３条　懲戒処分を受けた学生等は、事実誤認、新事実の発見その他の正当な理由があるときは、その証拠となる資料を添えて、懲戒処分書を交付された日から起算して１０日以内に、学長に対して再審査を請求することができる。再審査請求書の様式は、別に定める。
２　学長は、再審査の必要があると認めたときは学務運営会議等に対して再調査を指示する。
３　学長は、再審査実施の有無について、速やかにその旨を文書により当該学生等に通知する。再審査請求処置決定書の様式は、別に定める。
４　再審査を実施した場合は、再度第９条第３項から第５項までに定める手続きを行う。
５　学長は、再審査の結果により、第１０条第１項による懲戒処分の決定内容と同じ決定をした場合は、速やかにその旨を文書により当該学生等に通知する。再審査結果通知書の様式は、別に定める。
６　学長は、再審査の結果により、第１０条第１項による懲戒処分の決定内容と異なる決定をした場合は、再度、第１１条及び第１２条に定める手続きを行う。
７　再審査の請求により、懲戒処分の効力は妨げられないものとする。ただし、再審査請求により懲戒処分の内容を変更したときは、既に行った懲戒処分を取り消す等必要な措置を講じなければならない。

（停学期間の短縮及び解除）

第１４条　学務運営会議等は、当該学生等の反省の度合いを勘案し、教授会等の意見を徴した上で、学長に無期停学の解除又は有期停学期間の短縮を申し出ることができる。
２　学長は、学務運営会議等からの申し出を踏まえ、当該停学の解除又は期間の短縮を決定することができる。ただし、無期停学の解除の時期は、当該停学の開始の日から起算して３月未満の日とすることはできない。
３　学長は、決定した停学の終了日について、速やかに学生等に通知する。通知の様式は、別に定める。

（懲戒処分に関する記録）

第１５条　懲戒処分を行ったときは、その内容を累加記録簿の賞罰欄に記録する。ただし、本学が発行する各証明書等にはその内容を記載しないものとする。

（身分異動）

第１６条　懲戒に関し事実調査を行っている学生等から、懲戒処分の決定前に退学又は休学の申し出があった場合には、これを受理しない。
２　休学中の学生が退学又は停学の処分となったときは、懲戒処分の日をもって休学許可を取り消すものとする。

（教務上の措置）

第１７条　第３条第１項第３号に規定する期末試験等における不正行為を行った学生等に対しては、通年開講科目を含め当該学期の全ての履修登録科目をＦ評価とし、第６条の規定に基づき懲戒処分の量定を決定する。

２　前項の不正行為とは次に掲げる行為をいう。

（１）　代人として受験すること、又は代人に受験させること。

（２）　答案を交換すること。

（３）　カンニングペーパー及びそれに準じるメモ類等の用意、又はそれらを使用すること。

（４）　所持品、身体、机、壁等に解答及びそれに類するものを書き込むこと。

（５）　使用が許可されていない文献等を使用すること。

（６）　試験時間中に監督者の許可を得ずに受験者間で物品等の貸借をすること。

（７）　答案を写させること、又は写しとること。

（８）　他人の答案を盗み見ること。

（９）　声、動作等で解答を伝達すること、又は伝達を受け取ること。

（１０）　監督者の指示や注意に従わないこと。

（履修手続き）

第１８条　停学期間中の学生等は、停学期間終了後の履修のための手続きを所定の期間に行うことができる。

（停学期間中の指導）

第１９条　学部長等は、停学期間中の学生等に対して定期的に面談及び指導を行わなければならない。

（事務）

第２０条　学生等の懲戒に関する事務は、青森公立大学事務局教務学事グループにおいて処理する。

（その他）

第２１条　この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定めることができる。

附　則

（施行期日）

この規程は、平成２７年４月１日から施行する。

別表・懲戒処分の標準例（第６条関係）

| 区分 | 行為の内容 | 懲戒の標準 |
|---|---|---|
| 犯罪行為 | 殺人、強盗、強姦等の凶悪な犯罪行為又はその犯罪未遂行為 | 退学 |
| | 傷害行為 | 退学又は停学 |
| | 薬物犯罪行為 | 退学又は停学 |
| | 窃盗、万引き、詐欺、他人を傷害するに至らない暴力行為等の犯罪行為 | 退学、停学又は訓告 |
| | 痴漢行為（覗き見、盗撮行為その他の迷惑行為を含む。） | 退学、停学又は訓告 |
| | ストーカー行為 | 退学、停学又は訓告 |
| | コンピュータ又はネットワークの不正使用で悪質な場合 | 退学又は停学 |
| | コンピュータ又はネットワークの不正使用 | 停学又は訓告 |
| 交通事故等 | 死亡又は高度な後遺症を残す人身事故を伴う交通事故を起こした場合で、その原因行為が無免許運転、飲酒運転、暴走運転等の悪質な場合 | 退学 |
| | 人身事故を伴う交通事故を起こした場合で、その原因行為が無免許運転、飲酒運転、暴走運転等の悪質な場合 | 退学又は停学 |
| | 無免許運転、飲酒運転、暴走運転等の悪質な交通法規違反 | 停学又は訓告 |
| | 死亡又は高度な後遺症を残す人身事故を伴う交通事故を起こした場合で、その原因行為が過失の場合 | 停学 |
| | 人身事故を伴う交通事故を起こした場合で、その原因行為が過失の場合 | 停学又は訓告 |
| 非違行為等 | 本学が実施する試験等における不正行為で、悪質な場合 | 退学、停学又は訓告 |
| | 本学の教育研究又は管理運営を著しく妨げる暴力行為 | 退学、停学又は訓告 |
| | 本学が管理する建造物への不法侵入又はその不正使用若しくは占拠 | 退学又は停学 |
| | 本学が管理する建造物又は器物の破壊、汚損、不法改築等 | 停学 |
| | 本学構成員に対する暴力行為、威嚇、拘禁、拘束等 | 退学、停学又は訓告 |
| | ハラスメント行為 | 退学、停学又は訓告 |
| | 飲酒を強要し、死に至らしめる等重大な事態を生じさせた場合 | 退学又は停学 |
| | 飲酒を強要し、急性アルコール中毒等の被害を生じさせた場合 | 停学又は訓告 |
| | 未成年者と知りながら飲酒を強要した場合 | 停学又は訓告 |
| | 未成年が飲酒した場合 | 停学又は訓告 |
| | 未成年の飲酒を黙認した場合 | 停学又は訓告 |
| | 正当な理由がなくて出席常でない者 | 退学 |
| | その他学則等に違反する行為 | 退学、停学又は訓告 |